

各 位



2023年3月31日

会 社 名 スターティアホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 兼 グループ最高経営責任者 本郷 秀之
(コード番号：3393 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 兼 グループ執行役員 植松崇夫
電 話 番 号 03-5339-2109

役員向け株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2019年6月20日開催の第24回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、当社の取締役（社外取締役を含みます。）とあわせて「BBT対象役員」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下、「現行BBT制度」といいます。）を、2020年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）を対象として導入しております。

当社は、本日開催の取締役会において、現行BBT制度に加えて、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、当社の取締役（社外取締役を除きます。）とあわせて「BBT-RS対象役員」といいます。）に対して、給付する株式に一定の期間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下、「BBT-RS制度」といいます。）を新たに導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

BBT-RS制度の導入については、2023年6月22日開催予定の第28回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議する予定であり、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件としております。詳細につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

なお、現行BBT制度については、当初対象期間以降は、現在の対象者から当社の社外取締役を除き、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とし、かつ、給付する株式に一定の期間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock）」へ改定し、継続することを予定しております。現行BBT制度の改定につきましても、決定次第改めてお知らせいたします。

併せて、当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社の子会社の一定以上の職責を担う従業員（以下、「対象従業員」といいます。）を対象とする「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「J-ESOP」といいます。）の制度内容を一部改定することを決議しました。J-ESOPの一部改定の詳細につきましては、本日付「従業員向け株式給付制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. BBT-RS 制度の導入の背景及び目的

当社グループは、「社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す」を経営理念とし、IT 業界における時代の変化に乗り遅れることなく、最新の技術動向を見据え、迅速な意思決定並びに機動力を持った経営推進を行い、事業会社の成長と持株会社によるガバナンス強化によって企業価値の向上に努めております。

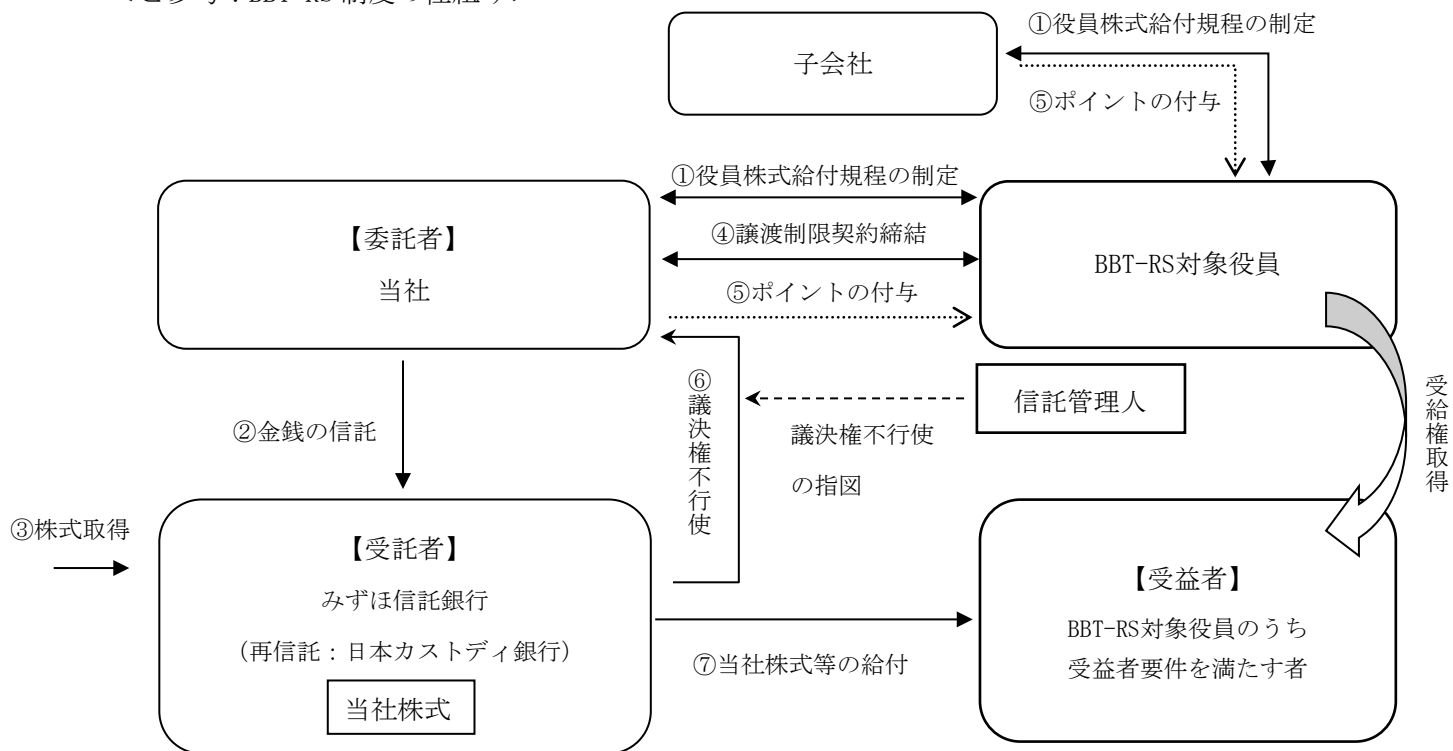
当社は、このような企業価値向上に資する様々なインセンティブプランを検討してまいりましたところ、当社取締役会は、信託スキームと RS スキームで得られるメリットを最大限に活用することによって、役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることができ、役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をより一層高めることが可能となると判断し、BBT-RS 制度を導入することといたしました。

2. BBT-RS 制度の概要

BBT-RS 制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（注）（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、BBT-RS 対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、BBT-RS 対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とします。BBT-RS 対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、BBT-RS 対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、BBT-RS 対象役員が在任中に給付を受けた当社株式については、一定の期間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

（注）2019 年 8 月 9 日付「役員向け株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、現行 BBT 制度に基づく当社株式の取得及び給付のため、2019 年 8 月 26 日付でみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づき、信託を設定し、当該信託は、当社が拠出した金銭を原資として当社株式を取得しております。当社は、当該信託を、BBT-RS 制度に基づく当社株式の取得及び給付のためにも併用することを予定しております。

<ご参考：BBT-RS 制度の仕組み>



- ① 当社及び当社子会社は、それぞれ株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①のそれぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ BBT-RS 対象役員は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、一定の期間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社及び当社の子会社は、当社及び当社子会社が定める「役員株式給付規程」に基づき BBT-RS 対象役員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の期日に BBT-RS 対象役員のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、BBT-RS 対象役員が当社及び当社子会社が定める「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. BBT-RS 対象役員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

BBT-RS 対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、BBT-RS 対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（BBT-RS 対象役員は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において BBT-RS 対象役員が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

BBT-RS 対象役員は、当社株式の給付を受けた日から一定の期間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

BBT-RS 対象役員が、当社株式の給付を受けた日から一定の期間、継続して、当社グループの役員であったこと、又は、当社グループにおける役員たる地位を正当な理由により退任し又は死亡により退任したことを条件として、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる BBT-RS 対象役員が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

4. 本信託の概要

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (BBT-RS)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : BBT 対象役員及び BBT-RS 対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者

- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2019年8月26日
- ⑧金銭を信託する日 : 2019年8月26日
- ⑨信託の期間 : 2019年8月26日から信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、現行BBT制度及びBBT-RS制度が継続する限り
信託は継続します。）

以上